



事務連絡
平成 17 年 6 月 6 日

都道府県労働局労働基準部
安全主務課長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課
建設安全対策室長

高所作業車運転業務従事者に対する危険再認識教育の実施について

標記教育については、平成 17 年 5 月 30 日付け基安発第 0530002 号「高所作業車運転業務従事者危険再認識教育について」（以下「通達」という。）により定められたところであるが、その実施に当たっては、通達によるとともに下記に配意の上、遺漏なきを期されたい。

記

- 1 標記教育は、高所作業車による労働災害の発生状況に基づき、同種災害の防止を図るために定められたところであり、趣旨を踏まえ、高所作業車を使用する関係事業者・対象労働者に対する周知・受講の要請を積極的に行われたいこと。
- 2 平成 17 年度において標記教育の実施を予定している機関は別紙のとおりであるので、受講の要請等に活用されるとともに、別紙以外で標記教育の実施を予定している登録教習機関を把握した場合には、当室あて連絡願いたいこと。
なお、標記教育については、実施地域に関する特段の定めがないことから、管内において標記教育の実施が予定されていない局等においては、近隣の局管内にある登録教習機関による自局管内での教育の実施についても、積極的な援助を行われたい。
- 3 講師養成研修については、通達別添 1「高所作業車運転業務従事者危険再認識教育実施要領」の 6 のとおり、本年度から社団法人全国登録教習機関協会で開催される予定であるので、了知の上、管内の登録教習機関への周知を図られたいこと。
- 4 平成 16 年度に社団法人全国登録教習機関協会に委託して実施した危険再認識教育普及事業において、高所作業車運転に係る講師養成研修を修了した者については、通達別添 1「高所作業車運転業務従事者危険再認識教育実施要領」の別紙 2 に定める「高所作業車危険再認識教育講師養成研修カリキュラム」に基づく研修を修了した者とみなすこととしたこと。また、同事業において試行として実施した危険再認識教育の修了者については、通達別添 1「高所作業車運転業務従事者危険再認識教育実施要領」の別紙 1 に定める「高所

作業車運転業務従事者危険再認識教育カリキュラム」に基づく研修を修了した者とみなすこととしたこと。

- 5 標記教育の教材としては社団法人全国登録教習機関協会発行「高所作業車運転業務従事者危険再認識教育テキスト」及び同協会発行「災害再現教育ビデオ（高所作業車編）」又はこれと同等の内容を含むものが適当と認められるので、了知の上、標記教育を実施する登録教習機関への周知を図られたいこと。

高所作業車危険再認識教育実施予定機関

地区	機関名
北海道	(有) 道南総合自動車教習所
	(有) 試験場前自動車学園
	コベルコ教習所(株) 北海道教習センター
岩手	一関建設技能教習所
福島	(有) 南湖建設機械教習所
茨城	(株) 日立建機教習センタ
栃木	(社) コマツクレーン教習センタ
群馬	(株) アイチ教習センター 新治教習所
埼玉	(財) 江南クレーン技能教習所
	(株) アイチ研修センター 上尾教習所
千葉	(株) 佐倉クレーン学校
神奈川	(株) 石川島技術教習所
長野	(社) 中部労働技能教習センター
岐阜	(株) 大原自動車学校
	(株) 那加自動車教習場
静岡	(株) 掛川自動車学校
愛知	住友建機販売(株)
	(株) アイチ研修センター 名古屋教習所
兵庫	コベルコ教習所(株) 明石教習センター
	川崎重工業(株)
広島	(株) ロイヤルコーポレーション
福岡	(財) 産業教育センター
	(株) アイチ研修センター 九州教習所
大分	(社) 大分県労働基準協会
	(社) 大分産業機械技能教習所
鹿児島	(社) 鹿児島県労働基準協会